

災害復興法学

東日本大震災後、弁護士が各地で実施した無料法律相談への相談件数は、約1年で4万件を超えた。著者は、日本弁護士連合会の災害対策本部嘱託室長として、その膨大なデータを分析し、復興を巡る法制度の提言に結びつけてきた。

本書では、震災から3年余りの取り組みをまとめ、「災害復興法学」という新たな分野を提唱する。生き残った後に、どう生き延びるのか—という視点で、今後の災害への備えを説く。

生活再建の過程で、被災者は法



被災者の声から政策紡ぐ

岡本正著

律に関わるさまざまな壁に直面する。不動産の賃貸借や所有権、相続、賠償…。平常時と違い、家族や住まいを失った中で突然難問を突きつけられ、途方に暮れる。

東日本大震災後の相談も多岐にわたる。例えば家族が行方不明の場合、死亡を前提とする保険や給付金の手続きが進められず、日々の生活に困窮する世帯が出てくる。東日本では、死亡届提出の特例が認められたが、一方で、行方不明の家族の死を認めるという精神的負担の問題も浮かび上がった。

被災者の声を受け、法改正に至った例もある。死亡者の遺族に最高500万円を支給する災害弔慰金法は、兄弟姉妹が対象になっていなかったが、遺族らの要望を受けて同居の兄弟姉妹が対象となっ

た。この問題は阪神・淡路大震災でも指摘され、十数年を経てようやく前進した。

こうして見てみると、法律が被災者の生活再建に多大な影響を与えることが分かる。しかし、自治体職員は復興に関する法の知識が乏しい。法律の専門家でさえ、実務を経験した人は少ない。

著者は「法的知識に基づいた行政的確な対応が、復興への取り組みを促進する」と強調する。そして「災害復興法学」を防災教育に取り入れるよう提唱する。

東北の被災自治体で、法の専門知識を持つ職員の採用が進んでいる現状も紹介。災害が多発する日本で、被災者を救うために必要な政策とは何かを問い掛ける。

著者は第一東京弁護士会所属。中央大学大学院公共政策研究科客員教授などを務める。

評者 磯辺康子・報道部
(慶応義塾大学出版会・3024円)